

「ピアノプロジェクト」支援のご寄附について

(市民会館グランドピアノ買替)

天 理 市

平素は、市政の発展にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、老朽化により、利用者の皆さまからの強い買替要望のある市民会館の「グランドピアノ」の購入費用に充てるためのご寄附を募集しています。頂いたご寄附は「グランドピアノ」の購入に全額使用させていただきます。また、恐れ入りますがご寄附は1口（1口1万円）以上でお願いします。なお、ご寄附に関する手続きは、裏面のとおりですので、よろしくお願いたします。

※通常の返礼品はありませんが、2口以上のご寄附の方は、市民会館内のネームプレートにお名前を刻ませていただきます。また、ピアノを購入した際には「お披露目コンサート」開催を予定（時期未定）しています。開催時期に合わせ、1口毎に招待券1枚を郵送させていただきます。

- 【税金控除等】①個人：ふるさと納税制度による税金控除（所得税・住民税）が可能
②法人：全額損金算入が可能

<問合せ先：天理市民会館事務局 TEL 0743-62-3095 >

ピアノプロジェクト支援の寄附申出書

天理市民会館事務局 宛 (FAX 0743-62-3151)
令和 年 月 日 (法人 ・ 団体 ・ 個人)
〒

ご住所（所在地）： _____

（ふりがな）

お名前（ご名称）： _____

お電話番号： _____ E-mail： _____

寄附 金額											円
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

上記の金額をピアノプロジェクト支援のため、天理市に寄附したいので申出します。

寄附の方法（下記のいずれかに○を付けてください）

1. 現金持参 2. 金融機関で納付書による納付 3. 金融機関からのお振込み

【寄附者情報】

情報公開	<input type="checkbox"/>	承諾する	<input type="checkbox"/>	承諾しない	※承諾された場合は、氏名・住所(市区町村名)・寄附金額等を市ホームページや広報紙などで公表させていただく場合がございます。						
ワンストップ 特例申請※1	<input type="checkbox"/>	希望する	<input type="checkbox"/>	希望しない	<input type="checkbox"/> 男	生年	明・大	年	月	日	
				<input type="checkbox"/> 女	月日	昭・平					

※1ワンストップ特例申請

給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告をせずに寄附金控除を受ける申請です。ただし、年間5団体以内の寄附の場合に限ります。

手続きの流れ

①寄附申出書（表面）へのご記入

- ・ 寄附申出書をご記入ください。
 - 1) 市民会館事務局へ、ご持参ください。
 - 2) 市民会館事務局へ、FAX 又は郵送により送付してください。

②寄附の方法をお選びください

ア) 現金でのご寄附

- ・ 市民会館事務局へご持参ください。その際、受取の領収書を発行します。

イ) 指定納付書により金融機関で納付

- ・ 後日、指定納付書を送付いたしますので、下記の金融機関窓口にて納付ください。
(指定金融機関)：南都銀行

(収納代理金融機関)：りそな銀行・中京銀行・京都銀行・大和信用金庫・
奈良中央信用金庫・奈良信用金庫・奈良県農業協同組合・近畿労働金庫

ウ) 金融機関からのお振込み（振込手数料は本人様ご負担となります）

- ・ 下記口座へ、金融機関の振込依頼書を使用し、直接お振込みください。

金融機関名	南都銀行 天理支店
支店番号	180
口座番号	2208365 (普通)
名義人	天理市会計管理者

③寄附金受領証明書の発行

- ・ 天理市長名で寄附金受領証明書を発行し、寄附申出書に記載のご住所に郵送いたします。この証明書が税控除の必要書類となります。
※ワンストップ特例申請をされた方は、原則確定申告不要です。

【寄附金控除について】

天理市へのご寄附は、税務上の控除が受けられます。

1. 個人様からのご寄附（個人事業主含む）の場合

確定申告をしていただきますと、所得税の還付+翌年度住民税からの控除が受けられます。
※ワンストップ特例申請をされた方は、原則確定申告不要です。

所得税等の軽減：寄附金控除（所得控除）

寄附金額※1 - 2千円 = 寄附金控除額 ※1 所得金額の4割まで

① 寄附金控除額 × 所得税率 × 1.021 = 所得税等軽減分

個人住民税の減額：寄附金税額控除※2 ※2 個人住民税所得割の2割まで

② 基本分：(寄附金額※3 - 2千円) × 10% ※3 総所得金額等の3割まで

③ 特例分：(寄附金額 - 2千円) × 90% - 所得税等軽減分

税金控除額合計①+②+③ → (寄附金額 - 2千円) が税額控除（限度額あり）

2. 法人様からのご寄附の場合

寄附金の全額が損金算入できます。

寄附金額全額が損金算入

寄附金額 × 実効税率 → 寄附金額の約3割 税額軽減